

大野城市保育士家賃助成事業補助金交付要綱

令和2年3月30日

要綱第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の安定的な確保を図ることを目的とし、賃貸住宅に居住する保育士に住居手当を支給する保育所等に対して交付する大野城市保育士家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に所在する次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（大野城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）第2条に規定する保育所を除く。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設

(2) 正規の保育士 保育所等に勤務する保育士のうち雇用期間の定めがないものをいう。

(3) 運営法人 保育所等を設置運営する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、自ら居住するため、市内に住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃を支払っている正規の保育士に対し住居手当を支給する運営法人とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保育所等で勤務する正規の保育士のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「対象保育士」という。）が支払う家賃の額から運営法人が当該対象保育士に支給する住居手当（以下「住居手当」という。）の額を差

し引いた額に6分の5を乗じた額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）の合計額とする。

(1) 運営法人の役員、保育所等を設置経営する者又は保育所等の施設長等のいずれにも該当しないこと。

(2) 自ら居住するため、市内に住宅を借り受け、家賃を支払っていること。

(3) 当該対象保育士の家賃の額から住居手当の額を差し引いた額に6分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が2,000円を超える場合にあっては、2,000円とする。）以上の額を、住居手当とは別に保育所等から助成されていること。

(補助金の要件)

第5条 運営法人は、補助金の交付を受けることを理由として、保育士の給与水準を低下させる措置を行ってはならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする運営法人（以下「申請者」という。）は、大野城市保育士家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 対象保育士の賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

(2) 対象保育士に係る給与規定等（住居手当の支給内容がわかるものに限る。）の写し

(3) 資金等計画書（様式第2号）

(4) 補助金算定調書兼住居手当支給証明書（様式第3号）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容を大野城市保育士家賃助成事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以

下「交付対象者」という。)は、大野城市保育士家賃助成事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(申請の変更等)

第9条 交付対象者は、申請書の内容を変更しようとするとき、又は申請書を取下げようとするときは、速やかに大野城市保育士家賃助成事業補助金変更等承認申請書(様式第6号。以下「変更承認申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請書の内容の変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りではない。

(変更承認)

第10条 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、速やかに変更の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の承認又は不承認を決定したときは、決定した内容を速やかに大野城市保育士家賃助成事業補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により当該交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更の承認をしたときは、第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を交付決定を受けた年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大野城市保育士家賃助成事業補助金実績報告書(様式第8号)
- (2) 大野城市保育士家賃助成事業補助金保育士受領証(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定等)

第12条 市長は、前条に掲げる書類の提出を受けた場合は、内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野城市保育士家賃助成事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(決定の取消)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第11条に規定する期日までに実績報告をしないとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(書類の保存)

第14条 交付対象者は、交付を受けた補助金に係る関係書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 交付対象者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。